

建設工事に係る業務委託契約における最低制限価格制度について

令和元年 10 月 1 日改正

1. 最低制限価格制度とは

最低制限価格制度とは、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる制度です。

※最低制限価格を下回った入札参加者は「失格」となります。

2. 対象案件

測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及びその他建設コンサルタント業務（現場技術業務委託を除く）

3. 最低制限価格の公表

最低制限価格については事後公表とします。

4. 最低制限価格の算定方法

①最低制限価格の算定式

最低制限価格は、最低制限価格の算出の基礎となる価格（以下「最低制限基準価格」という。）に、一定の範囲で無作為に発生させた係数（以下「ランダム係数」という。）を乗じて得た額とします。

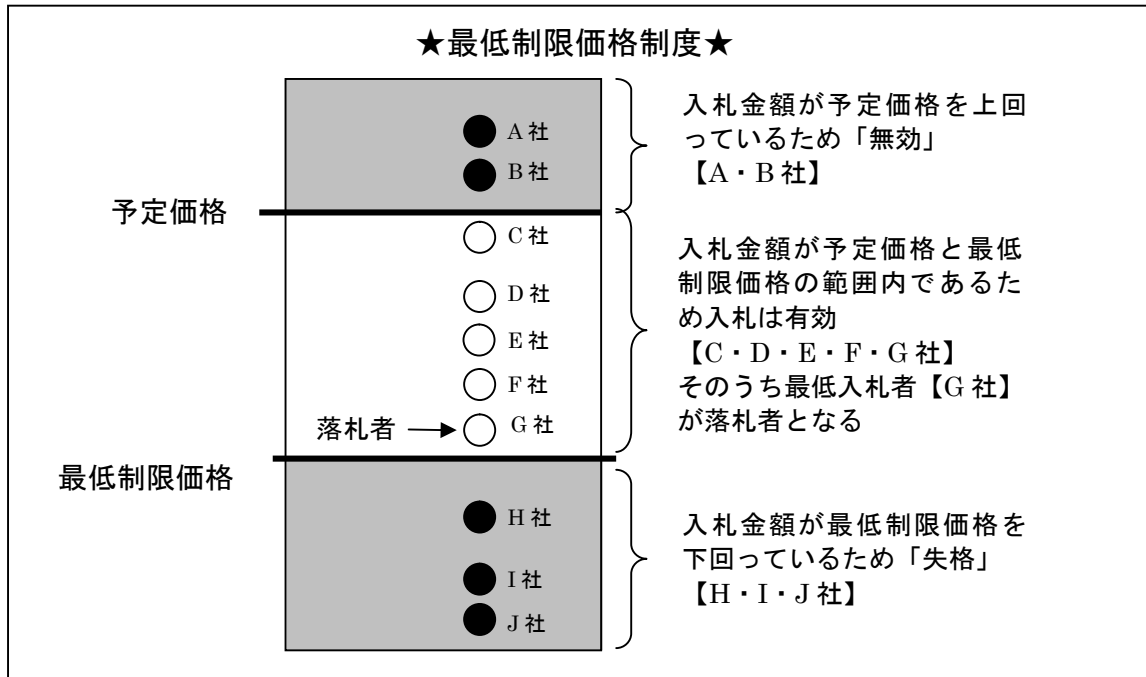
最低制限価格 = 【最低制限基準価格】 × ランダム係数 (1.00000 ≤ X ≤ 1.01000 ※0.00001 刻み)

②最低制限基準価格は、別表の業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった別表①から④までの各欄に掲げる額の合計額とします。

ただし、測量業務で、その合計額が予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務で、その合計額が予定価格に 10 分の 8 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。地質調査業務については、その合計額が予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額とし、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額とします。

③その業種が別表の業種区分のいずれにも該当しないコンサルタント業務の最低制限基準価格については、予定価格に市長が定める係数を乗じて得た額とします。

最低制限価格制度のイメージ



別表

業種区分	①	②	③	④	範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に市長が定める係数を乗じて得た額	—	予定価格の10分の6 ～ 予定価格の10分の8.2
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価の額に市長が定める係数を乗じて得た額	一般管理費等の額に市長が定める係数を乗じて得た額	予定価格の10分の6 ～ 予定価格の10分の8
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に市長が定める係数を乗じて得た額	諸経費の額に市長が定める係数を乗じて得た額	予定価格の10分の8
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に市長が定める係数を乗じて得た額	解析等調査業務の額に市長が定める係数を乗じて得た額	諸経費の額に市長が定める係数を乗じて得た額	予定価格の3分の2 ～ 予定価格の10分の8.5
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価の額に市長が定める係数を乗じて得た額	一般管理費の額に市長が定める係数を乗じて得た額	予定価格の10分の6 ～ 予定価格の10分の8

注 表に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

※ 市長が定める係数については、非公表とする。